

研究活動の不正行為防止規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、四天王寺大学大学院、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為の防止および排除のための措置ならびに研究活動における不正行為に起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置等に関し、必要な事項を定めることにより、社会的責任を果たし研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 研究者

本学の教育職員のみならず、本学において研究活動に携わる者を含む。なお、学生であっても研究に携わるときには「研究者」に準ずるものとする。

(2) 研究活動

先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、各学術の方法論にのっとり、新たな知見を発見ないし創造し、知の体系を構築していく行為をいう。

(3) 研究成果の発表

研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けること。

(4) 研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）

- ①研究活動において得られたデータや結果の捏造、改ざんおよび他者の論文、著書等の研究成果の盗用等
- ②競争的資金等をはじめとする研究費を使用する研究活動において、関係法令に違反する等、研究者倫理に背信した行為
- ③他の学術誌等に発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどの行為

(5) 不正行為に該当しない行為

悪意のない誤り(科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合を含む。)をいう。

(6) 告発・相談

原則として、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者、グループ、不

正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的、合理的理由が示されているものをいう。告発・相談は、第10条に定める受付窓口に対して書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、本学に、直接行われるものとし、内部のみならず、文部科学省や学会等の研究者コミュニティを介した外部からも容易に告発されるものとする。ただし、匿名による告発があった場合は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをするものとする。また、不正行為を知り得た者は、それを告発しなければならない。

(7) 競争的資金等

文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(8) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

(9) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正ではないものに加工することをいう。

(10) 盗用

他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用することをいう。

(研究活動に対する基本姿勢)

第3条 本学は、研究者の自主的、かつ創造的な研究活動を尊重し、研究成果が人類の福祉、文化の向上に寄与することを常に認識し、研究の目的、方法、内容および結果を絶えず反省しなければならない。

2 本学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、説明責任を果たさなければならない。

3 本学は、不正行為の防止について、学術研究の信頼保持のため、厳正な態度で臨まなければならない。

(行動基準)

第4条 本学において研究に携わるすべての者は、この規程、研究倫理規程および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に従い、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わないよう注意しなければならない。なお、本学の研究活動に係る行動規範を別紙に示す。

2 研究者は、他の研究者から、不正行為に関する苦情相談を受け、または不正行為に気付いた場合は、研究者自らの規律および大学の規律に基づく自浄作用として対応しなければならない。また、研究者は、速やかに第10条に定める受付窓口連絡しなければならない。

3 研究代表者は、研究活動の全容（研究活動・研究成果）を適切に把握・管理するものとし、複数の研究者等による共同研究の実施や論文作成の際、個々の研究者間の役割分担・責任を明らかにするものとする。

4 研究者等は、研究倫理教育を受講しなければならない。

（運営・管理の責任者および責務）

第 5 条 本学の研究活動の運営、管理についての最高管理責任者は、常務理事とする。

また、最高管理責任者を補佐し、機関全体を統括する実質的な権限と責任を有する統括管理責任者を置き、研究関係は学長、財務関係は事務局長とする。

2 最高管理責任者は、次に掲げる事項に注意して、不正行為の防止等に迅速、かつ適切に対処しなければならない。

（1）日常の執務を通じた指導により、不正行為について注意を喚起すること

（2）不正行為防止について啓発し、不正行為防止意識の向上を図ること

（3）研究者等の研究活動に十分に注意を払い、不正行為または不正行為に起因する問題が生じることがないように配慮すること

（4）研究費等の運営・管理について、十分注意を払うこと

（研究データの保存・開示）

第 6 条 研究者は、研究活動により得られた研究データやその他の研究資料等について一定期間保存管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合は、開示しなければならない。

第 2 章 不正防止のための体制

（研究倫理教育責任者）

第 7 条 研究倫理教育責任者は、学長とする。

2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者とし、本学における不正行為等を防止し、公正な研究活動を推進するために、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に係わる者を対象に研究者倫理に関する知識の定着と更新をはかるために、定期的に研究倫理教育を実施するものとする。

3 研究倫理教育責任者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう支援・助言等を行うものとする。

（研究活動の不正行為防止委員会の設置）

第 8 条 本学に、不正行為への対応および防止策等の適切な実施を期すため、研究活動不正行為防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）不正行為の防止等に関する研修、啓発活動の企画、実施に関すること

（2）不正行為に関する告発受付および不正行為に関する調査（予備調査を含む。）

への対応に関すること

- (3) その他、不正行為の防止等に関すること
- 3 防止委員会の委員は、次の者をもって編成する。
 - (1) 学長
 - (2) 事務局長
 - (3) 副学長
 - (4) 教務部長および学生支援センター長
 - (5) 学長が指名する学科長
 - (6) 総務課長
 - (7) その他学長が必要と認める者

(議 事)

- 第 9 条 防止委員会の委員長は、学長とする。
 - 2 防止委員会の副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
 - 3 委員長が、事情により職務を遂行できない場合は、副委員長が、その職務を代行する。
 - 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 5 防止委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
 - 6 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 防止委員会の委員が、自ら関与または利害関係にある事案の審査に加わることはできない。
 - 8 防止委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
 - 9 委員長は、議決結果を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

第 3 章 告発の受付

(告発の受付窓口)

- 第 10 条 告発または相談への迅速かつ適切な対応を行うため、総務課総務係に受付窓口を置く。

(告発の受付体制)

- 第 11 条 受付窓口は、告発を受付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに告発を受付けた旨を告発者に通知する。この場合において、書面、電話、FAX、電子メール、面談以外の方法で告発を受付けたときは、告発が匿名による場合を除き、告発者に口頭で受付けた旨を連絡することにより、通知を省略するものとする。

- 2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティまたはインターネット等により、その他の機関等から研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示めされている場合に限る。）は、統括管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取扱うことができる。
- 3 統括管理責任者は、不正行為が行われようとしている、または、不正行為を求められているという告発については、内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。
- 4 最高管理責任者は、告発内容が法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に連絡するものとする。
- 5 統括管理責任者は、第3項の協議の結果、告発を受理することとなった場合は、その旨を告発者に通知するものとする。
- 6 統括管理責任者は、第3項の協議の結果、告発を受理しないこととなった場合は、理由を付してその旨を告発者に通知するものとする。
- 7 告発を受付する者が自ら関与または利害関係の事案に加わることはできない。

（告発の相談）

- 第12条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思われる者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談することができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談については、告発の意思表示がなされない場合にも統括管理責任者の判断でその事案を精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、または研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、統括管理責任者に報告するものとする。
 - 4 前項の報告があったときは、統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保持義務）

- 第13条 この規程に定める職務に携わるすべての職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 統括管理責任者は、告発者および被告発者の意に反して告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過に関わる秘密が外部に漏れいしないように、秘密の保持を徹底しなければならない。

- 3 統括管理責任者は、当該告発に係る秘密が外部に漏えいした場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏えいした場合は、当該者の了解は不要とする。
- 4 統括管理責任者またその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡または通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することがないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第14条 統括管理責任者は、告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第15条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第16条 悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため、または被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること、または被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(不正行為による予備調査)

第17条 第11条に基づく告発があった場合、公益通報に関する規程により公益通報対策委員会から通知を受けた場合または統括管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、防止委員会にて速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 防止委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して、以下の関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めると同時に、または関係者のヒアリングを行うことができる。

(1) 情報提供を行った箇所名等、連絡先

(2) 不正行為を行った疑いのある者(以下「調査対象者」という。)の所属、氏名

(3) 不正行為の態様および内容

3 防止委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験試料等を保全する措置をとることができる。

4 防止委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

5 告発がなされる前に取下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第18条 防止委員会は、告発を受けた日または予備調査の指示を受けた日から、起算して、30日以内に本調査をするか否かを決定し、その旨を理由とともに告発者に通知する。

2 防止委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第19条 防止委員会のもとに、不正行為に起因する問題の事実関係を調査するため研究活動不正行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

2 調査委員会は、告発事案ごとに置く。

3 調査委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 学長が指名する防止委員会委員若干名

- (2) 被告発者が所属する所属長
 - (3) 学長が委嘱または指名した者
 - (4) 総務課長
 - (5) 前第1号から第4の調査委員会に属さない外部有識者（調査委員の半数以上とする）
- 4 調査委員会の委員長は、前第3項第1号の中から学長が指名する者とする。
 - 5 調査委員会の委員が、自ら関与または利害関係にある事案の審査に加わることはできない。
 - 6 委員の任期は、その事案の調査が終了し、防止委員会に報告したときまでとする。

(本調査の通知)

第20条 防止委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者および被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、防止委員会に対して調査委員会に関する異議を申立てることができる。
- 3 防止委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第21条 調査委員会は、本調査実施の決定があった日から起算して30日以内に本調査を開始するものとする。その際、最高管理責任者は当該事案に係る配分機関等および文部科学省に本調査を行う旨を報告するものとする。

- 2 調査委員会における調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査および関係者のヒアリングなどにより行う。その際、被告発者に研究行為の証拠に基づく弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会ならびに機器の使用等を保障するものとする。
- 4 告発者、被告発者およびその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第22条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断によ

り、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(本調査の中間報告)

第23条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第25条 調査委員会は本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第26条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続きにのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適正な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続き)

第27条 最高管理責任者は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定した場合は、その内容および悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 防止委員会は、前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合、その理由および認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調

査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

第28条 最高管理責任者は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 最高管理責任者は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 最高管理責任者は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知・報告)

第29条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案にかかる係る資金配分機関および関係各省庁に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第30条 不正行為が行われたと認定された被告発者または告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第27条第3項を準用する。)は、不正行為の認定通知を受けた後14日以内に最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、この期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 防止委員会は、最高管理責任者が前項の不服申立てを受理したときは、調査委員会に対し、不服申し立てに対して、審査し、再調査することができる。

3 調査委員会は、前項の不服申し立てについて、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、防止委員会に報告する。

4 不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代若しくは追加、または調査委員に代えて他の者に審査させる

ものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 5 防止委員会は、第1項の不服申立てがあったときは、不服申立てをされた被告発者または告発者に対して通知する。加えて、最高管理責任者はその事案に係る配分機関等および文部科学省に報告する。不服申立ての却下および再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第31条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が考える資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに防止委員会を經由して最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。

- 3 第30条第1項の不服申立てについて、調査委員会は30日以内に再調査を行い、50日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を防止委員会に報告する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

- 4 最高管理責任者は、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関および告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等および文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第32条 最高管理責任者は、不正行為と認定を行った場合は、不正に関与した者の氏名、所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表等までに行った措置の内容、調査委員会の氏名、所属、調査の方法・手順等必要な事項について速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取下げられたときは、当該不正行為に関与した者の氏名、所属を公表しないことができる。

- 3 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏れいていた場合および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

- 4 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名、所属、調

査委員の氏名、所属、調査の方法・手順を含むものとする。

- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名、所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員の氏名、所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置および処分

(本調査中における一時的措置)

第33条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから防止委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な執行停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の執行停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第34条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された被認定者に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。(停止期間については事案ごとに判断する)

(論文等取下げ等の勧告)

第35条 最高管理責任者は、前条の被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

- 2 前条の被認定者については、勧告に応ずるか否か意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、前条の被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第36条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第37条 第28条に基づき不正行為と認定された場合には、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、本学就業規則その他関係諸規程に従って処分を課するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第38条 不正防止委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置またはその他必要な環境整備措置をとることを勧告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命じる。また、必要に応じて、大学全体における是正措置等をとるものとする。

- 3 最高管理責任者は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関ならびに文部科学省およびその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(個人情報等の保護)

第39条 不正行為に関する対応にあたっては、被告発者およびその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉、人権および個人情報に十分配慮しなければならない。

- 2 不正行為に関する受付、調査または対策等に携わった者は、その任務遂行上知り得た情報を漏洩してはならない。任務を退いた後も同様とする。

(名誉回復措置)

第40条 不正行為と認定を行わなかった場合は、名誉回復の措置を講ずる。

(事務)

第41条 この規程に関する事務は、総務課庶務係が行う。

(その他)

第42条 この規程に定める他、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、平成26年12月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、平成28年3月1日から一部改正し施行する。

研究活動上の行動規範

四天王寺大学大学院、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）において、研究に携わる者が、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自立的に学術研究を進め、科学の健全な発展を促すとともに、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、以下の行動規範を定める。

- 1 研究費の源泉が、学生からの納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金等によって支えられていることを踏まえ、研究費の使用に当たり、関係法令、通知および本学諸規程等を遵守しなければならない。
- 2 研究活動において得られたデータや結果の捏造、改ざんおよび他者の論文、著書等の研究成果の盗用等の不正行為を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等については、必要な場合に開示できるような適切な管理および保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 3 研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 4 研究活動にあたり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
- 5 研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性および思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用した嫌がらせ等を行ってはならない。
- 6 不正行為に関する苦情相談を受けた場合または不正行為に気付いた場合は、速やかに研究活動の不正行為に関する告発の受付窓口に連絡するものとする。

【研究活動の不正行為防止規程フローチャート】

- ① - ⑬…予備調査の結果、本調査の必要がある場合
- ① - ⑧…予備調査の結果、本調査の必要がない場合
- ⑭ - ⑳…不服申立があった場合、再調査

